

1-1-11. 復職支援プログラムの概要（教育職員）（平成30年4月1日現在）

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて				2 復職の判断について		3 復職後の経過観察について				
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮	
1 北海道	北海道教育委員会の任命に係る職員で、精神疾患による休職者	受講義務はない。ただし、復職に向けた健康診査では、職場復帰訓練の結果は、審査判定の重要な資料となる。	「職場復帰訓練」は治療行為の一環としての位置付けで、所属長は職員及びその家族と協議の上、主治医の指示に基づき、具体的内容について決定する。本人所属職場で実施し、本人が復職後の職場環境、人間関係等に慣れさせるとともに、職場の受入体制を整える。	原則4～12週	なし	医学に関する学識経験者 復職に向けた健康審査において、職場復帰訓練は健康審査の重要な資料となるが、復職審査時には、訓練の実施状況を記載した「職場復帰訓練実施記録書」の提出を求めている。この審査で健康状態を審査し、その結果を受けて北海道教育委員会が復職の可否を決定している。	復職に向けた健康審査に健康審査の重要な資料となるが、復職審査時には、訓練の実施状況を記載した「職場復帰訓練実施記録書」の提出を求めている。復職を判断するにあたっては、職場復帰訓練の出発状況及び各段階ごとに設定した目標の到達状況を所属長が評価を行い、8割程度の到達率を目安に審査委員が総合的に判断を行う。	所属長は、適宜本人の面談を行い、健康状態や勤務状況等について把握するとともに、必要に応じて主治医や家族との連絡を行う。	復職3か月後の本人の勤務状況、療養状況等について、所属長から報告書を出してもらうが、その後においても必要に応じて所属長は復職した職員と面談を行う。	原則、在籍校に復帰し勤務する。その際は、校内人事で校務分掌等の一定の配慮を行う。	
2 青森県	精神性疾患により休職している県立学校教職員及び県費負担教職員で、主治医の了承の下、試し出勤を希望する者	なし	職場環境や人間関係に徐々に慣れ円滑に試し出勤が行われるように段階とし、当該職員の状況に応じて定める。実施場所は、原則として当該職員の所属する職場	原則として、4週間から8週間	あり(公立学校共済組合負担)	精神科専門の医師3名	校務の運営に支障がない程度まで病気が治るかどうかを確認する。	なし	なし	なし	
3 岩手県	本庁、教育機関等及び県立学校に勤務する教職員で、職場復帰プログラムを希望する者 市町村立学校の教職員については、市町村教育委員会から申し出のあった者	なし	開始時期 復職の可否を審査する特別健康審査開催の1か月程度前から実施(職場復帰できる程度まで回復し、主治医の承認のもと本人が実施を希望したときに、本人及び家族等と協議し所属長が決定) 実施場所 実施しようとする職員が所属する職場 実施内容 職場に慣れることから始め、段階的に実際の職務に準ずる内容とする。 支援体制 所属長は、本人の了解のもとに、家族、主治医、産業医、主任安全衛生管理者などの関係職員、機関と必要な情報提供等を行い連携して支援	原則として、6か月未満の病者休業中の者は2週間とし、休職中の者は4週間とした。実施中の状況により実施期間の延長、短縮や実施内容の変更を行い又は中止することができる。	共済組合負担 障害保険 死亡:2,000万円 後遺障害:60～2,000万円 入院日額:7,500円 通院日額:5,000円 賠償責任保険 身体:1,000万円	学識経験者	症状が安定して、再発のおそれが少ないこと。 仕事に対する意欲が見られること。 職務を行うための持続力、集中力、体力があること。 必要に応じて、対人関係能力が改善されていること。 家庭や職場での生活リズムが確立していること。 再発防止のため、通院や服薬などが守られること。	特別健康審査会の審査を経て復職した者を対象に、再発防止に向けて復職支援相談を実施している。 保健師が、復職者の所属する学校を訪問し、治療状況や健康状態・その他について健康相談を受けるとともに、所属長から復職後の観察状況を把握し、必要に応じて再発防止に向けた助言指導を行っている。メールあるいは面談により復職者の相談に保健師が随時対応している。	復職後1～3か月を目途に復職支援相談を実施	個々の状況に応じて、配置先等について配慮を行っている。	
4 宮城県	精神性疾患により休職している者のうち、プログラムの実施を希望する者	受講義務はない。ただし、復職に向けた健康診査では、職場復帰訓練の結果は、審査判定の重要な資料となる。	4段階で行っており、1段階の最初の1週間は平日の実施で職場に慣れることを目的とし、授業参観、給食・清掃などを行う。 2段階の2週目は児童生徒の在籍時間帯で、1段階の内容に加え、TT方式でのT2での授業を行う。 3段階の3週目は児童生徒の在籍時間帯で2段階の内容に加え、TT方式でのT1の授業を行う。 4段階の4週目は、フルタイムで通常勤務に近い内容とし、3段階の内容に加え、単独授業を行う。 場所 所属校で実施	4週間を基本としている。	訓練中のケガ等に対応するため、傷害保険に加入している。	健康管理医(精神科) 健康管理医(健康審査担当)	医療行為又は勤務上の制限の必要性の有無及びその程度についての判断を行う	県立学校においては、1月後、3月後、6月後、12月後の計4回の状況報告により把握。小中学校においては、毎月教育事務所による勤務状況等についての把握	復職後1年	精神又は神経に係る疾病による休職時の学校に復職させる。ただし、本人の状況に応じて、配置換を行う場合もある。	
5 秋田県	秋田県教育委員会の任命に係る公立学校の教員で精神性疾患により休職中の者	なし	具体的な内容や期間は復職訓練計画にて定める。 この計画は、訓練対象者の所属が市町村立小中学校の場合は市町村教育委員会が策定し、県立学校の場合は所属長が策定する。 また、復職訓練計画の作成に当たっては、訓練対象者及び主治医等と十分協議し、病気の回復状況を考慮し、職場環境や人間関係に徐々に慣れ円滑に復職訓練が行われるように配慮しなければならない。 訓練対象者は、復職訓練計画の実施状況を当日の復職訓練終了した都度、復職訓練日誌に記入し、所属長に提出する。所属長(訓練対象者の所属が市町村立小中学校の場合は市町村教育委員会を含む。)は、復職訓練計画の実施状況を把握し、復職訓練観察記録に記入し、必要に応じて県教育委員会に報告する。 県教育委員会は、復職訓練計画の実施状況を把握するため、必要に応じて復職訓練を観察し、復職訓練観察記録に記入する。 復職訓練の場所は、訓練対象者の所属する職場である。	原則として4週間から3か月程度とし、訓練対象者の状況やその他の事情により期間を定める。	なし	主治医 指定医師 秋田県教職員健康審査会(特に必要と認める場合のみ)	心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないものかどうか	所属長(復職した訓練対象者の所属が市町村立小中学校の場合は市町村教育委員会)は、復職後の訓練対象者の状況(校務分掌及び授業時間数、職場での状況、通院や服薬の状況、身体的な状況、精神的な状況、対人関係など)について、復職後3か月後及び6か月後、復職後状況報告書により県教育委員会に報告しなければならない。	6か月	環境に配慮し、基本的には休職時の学校に復職させる。ただし、本人の状況に応じて、配置換を行う場合もある。	
6 山形県	県立学校教職員及び県費負担市町村立学校教職員、県教育委員会事務局職員及び学校以外の教育機関職員で精神性疾患により休職又は休職中の者	なし	対象者が職場復帰訓練を申し出た場合に、所属長が作成する職場復帰訓練計画に合意し、主治医の同意を得た上で、対象者の所属において実施。 職場復帰訓練は、通勤や職場に慣れることから段階的に行う。	休職期間中4週間程度、2週間程度を目安として、対象者の状況に応じて伸縮可能。	傷害保険に加入	山形県教職員健康審査会(精神科)を含む医師8名、事務局職員2名により構成	主治医の診断書、所属長における経過観察、所属長の見解、本人の面接を踏まえて個別に判断する。	所属長は、精神疾患による長期休業の再発防止を図るため、対象者の職場復帰後サポート計画を作成し、対象者との面談や業務軽減等のサポートを行う。 対象者の職場復帰6か月後に健康管理報告書により、所属長が健康管理状況を報告。	6か月	職場環境の変化が本人の精神的な負担につながる可能性があるため、基本的には休職時の学校に復職させる。	
7 福島県	精神性疾患に罹患したことを原因として地公法第28条第2項第1号の規定に基づく十分な職場復帰を命ぜられた県教委任命に係る教職員(市町村立学校に勤務する県費負担教職員を含む)のうち、連続して3か月を超えて休職することが見込まれ、かつ、以下に該当する者。 ① 症状が安定していること。 ② 本人が試行勤務の実施を希望していること。 ③ 試行勤務の実施が可能な状態であると主治医が判断していること。	義務ではない。【実施内容】「職場の雰囲気」に慣れることから始め、段階的に勤務時間及び業務量を増やし、最終的には、復職した場合の8割程度の業務、教諭等については、所属長の指導監督の下、TTによる授業や学級活動等の指導を行えることを目指す。 【実施場所】原則として対象教職員が所属する職場。	休職期間中に実施し、4週間を標準とする。	なし	なし	福島県教職員健康審査会(精神科)及び職員課長により構成	複数の専門家からなる合議制の機関における判断を参考にして復職の可否を決定する。	なし	なし	なし	
8 茨城県	茨城県教職員健康管理規則に基づき、神経精神性疾患により、茨城県教職員健康審査委員会の審査を経て、県教育委員会教育長から休業、要医療の指示を受け、療養期間を取得している者及び地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職している者	なし	対象者が復職支援プログラム(職場復帰トレーニング)の実施を希望し、主治医、校長が了解した場合に実施する。原則として、各段階の目的に応じて、校務分掌に係る業務、授業、授業等を4段階に分けて、対象者の所属校において実施する。	3か月以内	傷害保険に加入	精神科医を含む医師7名	診断書をもとに委員会で判断	なし	なし	なし	本人による希望を含め、働きやすい環境をつくるために考慮している。

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて				2 復職の判断について			3 復職後の経過観察について		
	(1)対象者	(2)復職にあたっての講義を必ず受講しているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(1)復職を判断するにあたって教育委員等事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
9 栃木県	・精神神経系疾患により休職中の職員 ・精神神経系疾患により引き続き3か月以上傷病休暇で休んでいる職員 ただし、学校に勤務する職員で校長を除く教育給料表適用職員	訓練については、休職者等の任意であるが、趣旨を理解してもらい訓練を受けよう指導している。	第1段階：学校に慣れる(授業参観、給食指導など) 第2段階：授業の復帰訓練(1～2時間程度の授業を実施) 第3段階：授業の復帰訓練(時間割どおりの授業を実施) 第4段階：教師としての復帰訓練(授業の実施に加え、担任や校務分掌等、通常の職務を行う) 実施場所：職員の所属校	原則4週間で実施。ただし、状況に応じて延長も可能	なし	医師4名(精神科医など)、校長3名(小中学校2名・県立学校1名)	・授業を滞りなく行えるかどうか。 ・授業以外の校務にも対応できるか。 ・生活のリズムが安定しているか。	なし	なし	所属していた学校に配置する。 所属長の判断により本人の状況を踏まえて校務分掌を軽減している。
10 群馬県	県立学校教職員、県費負担教職員で、精神疾患により病状を命じられ又は病状を命じられ、その期間が30日を超える教職員。または、30日以下であっても、主治医が必要と認める者、訓練の実施を希望する者、審査会で必要と認める者。	あり	第1段階 1日4時間×1週間(目的：学校の雰囲気慣れる) 第2段階 1日6時間×2週間(目的：授業参観や教材研究を行った上で、授業を実施する) 第3段階 1日正規の勤務時間×5週間(目的：指導計画に合わせて授業を実施する、正規の勤務時間に合わせて生活リズムを作る) 実施場所：対象者の所属	原則8週間とし、16週間を限度とする。	賠償責任保険、普通傷害保険に加入	・精神科医師、公立学校校長の代表、行政医師又は産業医等	職場復帰訓練が計画どおりに実施できる(授業が行える等)。	教職員精神保健審査会への勤務状況等の報告を行う。	復職後3か月間	所属していた学校に配置する。勤務時間の軽減は行わないが、所属長は本人と面接し、業務内容・量についてゆとりを持って取り組めるよう配慮する。
11 埼玉県	県立学校教職員、県費負担市町村立学校教職員、県教育局等職員で、精神疾患により休職している者	義務ではないもの、円滑な職場復帰を目的として、対象者は全員実施している。	【内容】 職場に慣れることを目的として簡易な業務等を行う「準備訓練」を実施する。その後、職場に慣れることから開始し、最終的には復職後の業務とほぼ同程度の訓練を行う「職場復帰訓練(1週間程度)」を実施する。 ・開始2～3日目は原則として4時間程度とし、簡易な業務を行う。 原則として開始4日目は始業時から6時間程度、5日目は通常どおりとし、簡易な業務又は休職者の分掌のうち軽易な業務を行う。 ・職場リハビリテーション(4週間程度) 第1週は、準備訓練の内容を基本とし、必要に応じて他の業務を実施する。 第2週以降は、原則通常勤務と同様とし、必要に応じて適宜業務内容を変更する。 【実施場所】 休職者の所属所	5週間程度	あり(傷害保険に加入)	・主治医 ・教職員の休職、復職等の可否を審査する(埼玉県教職員健康審査会)の委員(医師)	職務を滞りなく行えるかどうか。 「フルタイム勤務をいかに継続できること。また、教諭の場合は単独で授業を実施することができること」を一応の目安としている。	・教職員健康審査会への状況報告 主治医の診断書及び所属長の観察報告書による。 ・主治医・家族等との連携 所属長等による経過観察を行い、必要に応じて主治医・家族と連絡を取り合う。	教職員の健康状態について、医学的判別に基づいた、個別に応じた必要な期間	所属していた学校に配置する。 所属長の判断により本人の状況を踏まえて校務分掌等を軽減している。
12 千葉県	県立学校職員(単身者除く)及び県費負担職員の中で精神疾患により休職している者	なし	原則6か月以内の職場復帰支援プログラムを作成し、学校等において職場リハビリテーションを行う。	原則6か月以内(延長可)	傷害保険加入	千葉県公立学校職員健康審査会委員(精神科医)	明確な基準は設けていないが、「フルタイム勤務をいかに継続できること。また、教諭の場合は単独で授業を実施することができること」を一応の目安としている。	・校内受入態勢の整備 ・復職の様子を定期的に観察し、症状の重症や新たな問題の有無を確認する。	随時(特に期間は定めていない)	なし
13 東京都	東京都公立学校教職員	なし	【内容】 第1段階(職場の雰囲気慣れる)：週3日、半日程度。文書作成補助、パソコン練習、図書管理・整理等 第2段階(教職を視野に入れる)：週4～5日、半日程度以上。分掌補助、指導案作成、授業参観、給食・清掃指導等 第3段階(教壇に立つ)：週5日、ほぼ全日。授業参観、給食・清掃指導、担当教科の指導、管理職の指導下での授業実施等 【実施場所】 対象者の所属学校	原則として、3か月	公費による傷害保険の加入	休職期間が満了すれば復職する。 休職期間の途中で復職する場合は主治医や指定医師の診断を踏まえ、東京都教育委員会が判断する。	勤務に耐えうるかどうかを主治医の診断書や校長の意見等から総合的に判断する。	復職アドバイザーの所属学校への訪問	なし	・復職時は所属していた学校に配置するが、人事異動時期において、本人の状況等を鑑み、人事配置している。 ・医師の診断に基づいて、職員の健康回復又は職場適応訓練等のため、一定期間、勤務の軽減措置が必要と認められる場合、職員の健康管理という観点から、正規の勤務時間の一部について、職務専念義務を免除する。(都立学校教職員に限る。区市町村立学校教職員は各区市町村教育委員会の取扱いによる。)
14 神奈川県	県立学校に勤務する職員及び県費負担教職員のうち、心身の故障により休職中の職員で、これを行うことを申し出た者	なし	・心身の故障により休職中の職員の円滑な復職を図るため、治療の一環として、所属する職場において職場復帰のためのリハビリテーションを行う。 ・職場リハビリテーションの期間は、3か月以内の期間で、主治医の意見に基づき、職員が申し出た期間とする。 ・職場リハビリテーションの実施及びその内容は、主治医と協議のうえ、校長が決定する。	3か月以内	・希望者は、職場リハビリテーション実施中の事故及び自宅と職場リハビリテーション実施場所との往復中の事故を補償の対象とした傷害保険に加入することができる(平成26年5月12日から保険適用)	健康審査会委員4名(精神科医) 主治医 主治医以外の医師1名	一般疾患については、主に傷病の回復状況 精神疾患については、回復状況のほか本人の意欲、業務適性等を総合的に勘案し判断	健康審査会において決定した措置状況に応じて、定期的に療養経過報告書、診断書、勤務適応状況報告書等を所属長を経由して提出させる。	健康審査会において普通勤務、かつ、職務軽減等の措置判断が下されるまでの期間	復職にあたり、健康審査会の措置を行っている。
15 新潟県	【対象職員】 県立学校教職員 【対象内容】 ・休職の発令を受けている教職員 ・3月以上にわたり病状を命じられ又は取得し又は取得を予定している教職員 ・所属長が支援を必要と認めた教職員 【受講条件】 ・病状が安定している。 ・職場復帰に意欲があり、試し出勤の実施を希望している。 ・主治医が可能であると判断している。	なし	【試し出勤の実施場所】 試し出勤者の住居所属 【試し出勤の実施業務例(教諭の場合)】 ・第1段階…職場の雰囲気に慣れる。(週2日・2時間程度) ・第2段階…職場・仕事の内容に慣れる。(週3日・3～4時間) ・第3段階…児童・生徒とのふれあいに慣れる。(毎日・3～6時間) ・第4段階…職場復帰に向けて具体的な準備を行う。(毎日・4時間～正規の勤務時間)	試し出勤の実施期間は原則として4週間以内	試し出勤者は傷害保険に加入	医師(2名)	医師の診断書	復職後、保健師の学校訪問や電話等により、状況を把握している。	状況により個別に判断	状況により、個別に判断する。
16 富山県	富山県公立学校教職員において病状回復から復職する者	なし 原則、本人の希望に基づき、状況により個別に判断	職場復帰に向けた支援の流れとしては、①療養に専念する時期 ②職場復帰の準備を始める時期 ③試し出勤を行う時期 ④職場復帰に向けた最終調整を行う時期 ⑤職場復帰後のフォローアップの時期としている。 【試し出勤を行う時期に行う支援計画の例】 (例1)3段階で ゆっくりと ・初期段階(数時間から半日程度の勤務) ・中期段階(半日～6時間程度の勤務) ・最終段階(正規の時間による勤務) (例2)4段階で きめ細かく ・第1段階(職場の雰囲気に慣れる) ・第2段階(職場に慣れる) ・第3段階(さまざまな業務を行う) ・第4段階(職場復帰の具体的な準備を行う)	本人の状況に合わせて実施	なし	主治医、他医師1名の計2名	・復職のための「試し出勤」の状況 ・授業参観、面談 ・医師の診断(2名) ・校長の意見 ・市町村教委の所見	学校長や地教委の面談	状況により個別に判断	個々の状況に応じて必要な配慮している。

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて			2 復職の判断について			3 復職後の経過観察について				
	(1)対象者	(2)復職にあたっての受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受業者に対する公費による保険措置	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮	
17 石川県	県立学校(大学を除く)の校長、教員、実習助手及び寄宿舎指導員並びに県費負担教職員であって、精神疾患により休職中の者	なし	休職したまま所属する学校において職務に関するリハビリテーションを行い、スムーズに職場復帰を果たすための支援を行うもので、短時間で負担の少ない内容から段階的に通常勤務に近づけていく。最終段階では通常勤務と同様の負荷をかけた訓練内容とする。 訓練の実施計画は、所属長が主治医の指導を受けて作成するものとし、訓練の指導・監督は、所属長が行い、訓練の場所は、対象職員の所属校等とする。	1ヶ月間とするが、特に必要がある場合は、3ヶ月間の範囲内で期間を設定又は延長できる。	訓練期間中(対象職員とされる被保険者とする傷害保険に加入する。)*死亡・後遺障害・入院・通院	(石川県公立学校教職員健康安全管理審査会)の委員である医師3名	*勤務内容は軽減するが1日の勤務時間すべて勤務可能なまでに回復しているかどうか、所属長の意見、主治医による診断書の所見、審査委員会による診断書の所見をもとに、審査委員会の合議により決定する。	復職後1年以内において16か月ごとに、復職後1年を経過後は1年ごと、D2の判定を受けている者については、勤務状況に格段の変化が生じた場合に、所属長の観察報告書(復職後1年を経過後はB1又はC1の判定を受けている者に限る。)及び審査委員会医師の観察報告書(復職後1年を経過後はB2、C2又はD2の判定を受けている者に限る。)を審査会に提出し、その判定に応じて必要な措置を行う。	該当者の判定区分がD3(健康)となるまでの間	なし	
18 福井県	原則として、精神疾患により休職している職員で、主治医の同意の下に本人の意思に基づき復職プログラムを希望する者	なし	本人の申出、主治医の了承の上、校長は復職前の6週間分を目標にステップアッププログラムを作成し、所属校において対象職員が徐々に復職しやすい体制を整えていく。場合によってはプログラムの中断もあり得る。 第1ステップ(職場の雰囲気になれる。)の具体例…読書、図書室の管理運営の補助など 第2ステップ(自分の職場について考える。)の具体例…図書室の管理運営の補助、文書作成補助、教科・学年単位の会議への参加、職員会議への参加など 第3ステップ(自分の職務について考える。)の具体例…担当教科の教材研究、授業参観、学級活動の補助、校長・教頭と対談、行事への参加・補助など 第4ステップ(職場復帰のための具体的な準備)の具体例…担当教科の教材研究、指導案の作成、TTによる授業実施、所属長の管理下で授業実施、学級活動の補助など なお、復職プログラムは下記事項に従い、実施する。 ①復職プログラムの指導・監督は、所属長が行う。 ②実施計画は、対象職員の病状の回復状況を考慮し、所属長が作成する。 ③所属長は、復職プログラムの目的、内容、期間等について対象職員と十分に打合せを行う。 ④対象職員は、復職プログラムの目的を十分理解し、その目的が達成できるように取り組む。 ⑤所属長は、対象職員、主治医および配偶者、親族等と連携を図り、復職プログラムを行う。 ⑥所属長は、所属職員に復職プログラムの実施計画を説明し、円滑な実施を図る。 ⑦所属長は、対象職員の計画実行状況を観察し、本人との面談、医師の意見聴取(様式1利用)の上、継続が困難だと判断した際には、復職プログラムの中断の決定を行う。	復職予定の2週間前までに第4ステップ(自分の職場について考える)まで1週間継続して終了させる。第4ステップを終了する段階で健康委員会の書類を準備し、第5ステップの慣らし勤務終了後に復職できる体制となる。復職プログラムでは、原則として6週間程度の職場復帰の準備と通常勤務に慣らし勤務を実施することとする。復職予定の8週間前より実施することが望ましい。特に必要のあるときは、実施期間を短縮、または延長する上は延長する上は最長3ヶ月とする。	共済組合が、対象職員を被保険者とする傷害保険に加入し①補償対象就業中の事故、ケガのみ(通勤中を含む)②保険金額・死亡・後遺障害保険金 500万円・入院保険金日額 3,000円・通院保険金日額 2,000円	主治医、所属長、(小中学校の場合は市町教育委員会、)健康安全管理審査委員会	特に基準は設定していないが、復職にあたっては1本人の復職願、2主治医の診断書、3所属長の具申書、4復職プログラムの実施報告書(所属長作成)、(小中学校の場合は市町教委の復職内申書)の書類を総合的に健康安全管理審査委員会で審査・判定する。その審査・判定の結果によって、教育委員会が復職を決定する。	なし	なし	適応障害等による休職者が復職する際、異動により勤務環境を変えることが必要な場合も多い。このため、状況に応じて判断するようにしている。	
19 山梨県	山梨県教育委員会の任命に係る教職員のうち休職中の者で、次の条件を満たした者とする。ただし、休職命令がされていない者についても、次の条件を満たせば実施できるものとする。 一 規則正しい日常生活を送ることができ復職への意欲を持っている者 二 主治医が、病状や体力等の回復状況から職場復帰を実施可能と判断した者 三 所属長が受入れ可能と判断した者	なし	実施場所は、対象者の元の所属とするが、元の所属に不適合等がある場合はこの限りではない。内容は、出勤に慣れるための出勤訓練から始まり、学校、仕事、授業等に慣れ、復帰のための準備まで段階的に計画し実施する。	原則として2か月程度とする。ただし、疾病等の状況により変更又は中止できるものとする。	対象教職員を被保険者とする傷害保険に加入する。保障内容:就労中、通勤路上の災害・ケガ死亡・後遺障害 2,000万円、入院日額 5,000円、通院日額 3,000円	主治医、県教委衛生管理医	①本人が職場復帰に対して十分な意欲を持っていること ②生活リズムが確立していること ③一人で安全に通勤できること ④病状が安定して再発の恐れがないこと、また、通院や服薬などが確実に実行されること ⑤業務を行うための持続力(集中力・体力)があること ⑥必要な程度に対人関係が改善されていること	学校管理医、県教委人事担当者及び県教委保健師が連携を図り、電話等で本人の状況を把握し、必要時、衛生管理医・本人・管理職・人事担当者で面談を行う	衛生管理医、本人、所属人事担当者、健康委員会の面談に積極的に関与し、支援 ・原則、所属していた学校への配慮 ・就業上の配慮が必要な場合は、「職場復帰及び就業上の配慮に関する情報提供書」を衛生管理医が作成(就業短縮の場合の期間は3か月)	職場復帰支援プログラムに基づき対象者を支援するとともに、所属長は、対象者の勤務状況及び健康状態等を観察し相談に応じる。	なし
20 長野県	県教育委員会事務局、教育機関、高等学校、特別支援学校の職員 ・小中学校の職員で市町村教育委員会から依頼を受けた職員 上記のうち精神疾患により休職等している職員で希望する者	なし	①集団リハビリテーション 県庁内・集団精神療法(リラクゼーション・生活技能訓練等) ・模擬授業 ②職場リハビリテーション 在籍する所属(校) ・授業参観、清掃指導等、学習指導案づくり ・授業の実施 ・時間ごとの授業実施 ・授業の他に校務分掌等時間どりの職務の実施	①8回 ②8週間	なし	教職員健康診査委員会である精神科医師3名	①病状及び職務能力が職場復帰するに適した状態に本当に回復しているか ②職場復帰に向けて意欲は十分か ③復健後、身体的に他の教職と遜色なく勤務できるか(身体が回復したか) ④自分が精神神経系疾患に罹患したことを前向きに捉え今後の職務に活かしているか ⑤ストレスに対して対処できるか ⑥職場の受入れ体制が整備されているか	3か月1回、所属長から状況報告を提出し、健康安全管理審査会で行っている(小・中学校は除く)。	所属長が主治医と連携し、本人の職務軽減を図っている。	なし	
21 岐阜県	精神疾患等(精神疾患又は一般疾病(機能障害が残るものに限る))により休職している職員	なし(復職審査の資料としてプログラムの実施結果資料の提出が必要となる。)	実施内容:第1~5段階に分けて段階的に実施時間、プログラム内容を充実させていき、復職後の職務に慣らすための実施計画;対象職員が所属する職場	2か月以上(40日間以上)	あり(教職員互助組合事業により傷害保険料を助成)	【精神疾患の場合】岐阜県教職員健康安全管理審査会(精神・神経系疾患担当)の委員の精神科医師3名 【一般疾病の場合】第3部会(機能障害の残る一般疾病担当)は審査会での審議による。	健康安全管理審査会第2部会(精神・神経系疾患担当)での審査会、審査委員(精神科医)3名により対象者の事前診察を実施し、審査会で診察を行った委員の審議による。	①四半期ごとに所属長から経過報告書を作成し、健康安全管理審査会に提出し、必要に応じて3か月の面談を行う(①、②とも小・中学校を除く)。	職員の状況に応じて、必要な期間	なし	
22 静岡県	県立学校教職員、市町立学校県費負担教職員(指定都市は除く。)並びに県教育委員会事務局及び教育機関に勤務する教職員。主治医から指示された場合は、90日未満の承認であっても訓練を行うことができる。	90日以上特別休暇者及び休職中の者	職場復帰訓練(訓練対象職員の在籍する学校)	過去5年以内に精神的な疾患に罹り、休職した者は、4週間・特別休暇及び休職の期間を通過した181日未満の者は、2週間・特別休暇及び休職の期間を通過した181日以上は、4週間	対象教職員を被保険者とする傷害保険に加入する。死亡・後遺障害 1,500万円、入院日額 5,000円、通院日額 3,000円	健康安全管理審査会(精神科医)	授業を滞りなく行えるかどうか	保健師の支援事業として、職務復帰後1月程度を経過した時期に、職務復帰後相談を実施している。	なし	なし	
23 愛知県	精神疾患による休職中の者で、その病状が安定し、プログラム実施の結果は復職審査を希望する者とする。なお、その疾病による休職中の職員は対象とすることができない。	なし ※プログラム実施の結果は復職審査を希望する者とする。なお、その疾病による休職中の職員は対象とすることができない。	内容:対象教職員が休職前に従事していた職務を考慮し、主治医と相談の上、決定する。初期段階から多大な負担がかけられないよう、段階的な内容とする。 実施場所:原則、対象教職員が所属する公立学校	原則3か月以内であるが、県教育委員会が、特に必要と認められた場合は、休職期間が終了する期日まで実施を継続することができる。	あり(傷害保険)	県教育委員会が委嘱した医師2名	本人、家族、管理職との面談で、疾病の回復への経過、復職支援プログラムの実施状況、復職への不安や意欲、復職後の治療予定、再発に対する予防策、家庭としての支援、学校内の環境調整や復職後の支援体制等について確認した上で、学校長等において教職員として時間外勤務が可能な状態であるかの医学的判断。	復職審査の結果、事後措置の内容により、当該校長が作成する復職計画に基づく後援を実施する。 ・後援実施中に必要に応じて、教育委員会保健スタッフが管理職及び本人と面談を実施する。	原則3か月。ただし、必要に応じて3か月の範囲内で延長が可能。	原則、所属していた学校へ配属される。	

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて				2 復職の判断について			3 復職後の経過観察について		
	(1)対象者	(2)復職にあたっての受講を必ず受講しているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあつての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
24 三重県	①休職者 ②3か月以上の休職者	① ② 共通 本人の希望及び県教育委員会が所管しているため、実施内容は把握していない。	①②共通 ①第1段階：生活リズムを整える(週5日、2～3時間) 文書作成補助、図書管理や整理など ②第2段階：職場の雰囲気慣れる時期(週5日、4時間) 補助的作業(文書作成)、指導案作成、授業参観など ③第3段階：職務を視野に入れた時期(前期週5日、6時間) 授業参観、給食、担当教科の研修 ④第4段階：職務を視野に入れた時期(後期週5日、6～8時間) 授業参観、給食、教科研究、授業 ⑤実施場所：所属校 ⑥のみ 職場復帰訓練中及び復職後概ね1年間ワーク支援専門員(臨床心理士)を派遣	①原則、3週間程度 ②原則、2週間程度	①②共通：なし	専門医委員(精神科医)、専門医以外の委員(県立学校長代表、中学校長代表、小学校長代表)	・審査会の答申決議は、原則として全員一致とする。ただし、意見が分かれる時は、多数の意見をもって審査会の答申とする。	①復職1か月、3か月、12か月後の報告を学校長から受けるようにしている。 ②なし	①12か月 ②なし	・原則、所属していた学校へ配属される。 ・職場復帰するにあたり、復職後1か月間(状況により必要と認められる場合は、最大3か月まで)勤務軽減制度を利用することができる。
25 滋賀県	県立学校、県教育委員会事務局および県教育機関に勤務する教職員、(市町立学校に勤務する県費負担教職員については各市町教育委員会が所管しているため、実施内容は把握していない。)	なし	①療養中のケア：主治医との協議 ②試し出勤の実施 ③所属長は対象職員の療養期間、職種、担当業務および職場の状況等を総合的に勘案し、「試し出勤実施計画書」を作成し、実施する。 ④試し出勤実施後は主治医による職場復帰可否判断を行い、その後、産業医(精神科)の面談を行う。 ⑤復職支援調整会の開催 ⑥復職後の相談	①休職中 ②休職中(復職予定の1～2か月前) ③復職直前 ④復職後	②のみ公費により傷害保険に加入する。	医師2名	医師2名の診断	・勤務軽減措置 ・相談事業	・勤務軽減措置 ・相談事業	特記事項なし
26 京都府	「精神及び行動の障害」によって休職を命じられた府立学校教職員及び府費負担教職員で次のすべてに該当する場合であること、教育長が適当と認めた場合 ①定期的な日常生活を送ることができる程度に病状が安定していること。 ②対象教職員自身が職場復帰に意欲を持ち、ならし勤務の実施を希望していること。 ③主治医が職場で可能な状態であると判断していること。	なし	開始当初は、自宅と職場を往復すること自体が、対象教職員にとって負担となるため、まず、通勤に慣れることから始め、軽めの作業を短時間行うことで職場に慣れることを目的とする。 その後、徐々に作業時間を延ばして職場に慣れていくとともに、作業の量についても徐々にレベルを上げていき、最終的には正規勤務と同じ作業時間となるよう計画する。	3か月の範囲内 ただし、必要と認める場合は期間を延長	ならし勤務中の災害等を保証する保険制度に、府の負担で加入することができる。	・医師2名(うち、1名は国公立病院等に勤務する者) ・京都府公立学校教職員疾病専門家会議(医師・行政職員で構成)	・復職意欲があること。 ・所定の勤務時間における勤務が可能な状態であり、毎日、確実に出勤できること。	校長は、対象教職員の職場復帰が決定した場合には、職場復帰後の支援計画書を作成し、教育長に報告する。また、必要に応じて職場復帰支援チームの精神科医から、対象教職員とともに助言指導等を受けられることができる。	なし	学校に復職した教職員に対し、復職した日からの長期休業日の前日まで非常勤講師等を措置する(45日限度。長期休業日は措置しない)。
27 大阪府	①精神疾患により休職している府立学校に勤務する教職員 ②精神疾患により休職している府立学校に勤務する教職員及び府費負担教職員(政令市及び豊能地区を除く)とする。ただし、過去に参加実績のある者は、2回目以降の参加を不可とする。	なし	①大阪府立職場復帰支援プログラムに基づき、各校において、主治医、産業医と連携を図りながら病気休養から職場復帰までのフォローアップを実施。 ②公立学校共済組合近畿中央病院に委託して職場復帰支援プログラムを実施。 プログラムは、年間2クールを実施(1期当たり21回のプログラム)	①各校が決定 ②8月～10月 ③11月～2月	なし	医師2名	医師2名の診断	精神疾患により休職していた教員に対しては、校長が職務遂行状況の把握と復職後の状況の把握を主治医から聞き取りを行い、教育委員会に報告するものとしている。	1か月	所属していた学校に配置する。 連続90日を超えて休職している教員が復職する際、学校事務を確保の上、復職後2週間を限度として、課業期間について非常勤職員を措置する。
28 兵庫県	①及び②県立学校教職員及び県費負担教職員で病気休職者 ③病気休職者から復職した県立学校教職員及び県費負担教職員 ④県立学校教職員及び県費負担教職員で病気休職者	なし	①公立学校共済組合近畿中央病院で専門家チームによる集団精神療法、模擬授業、各種グループワークを実施。 ②公立学校共済組合近畿中央病院の専門家チームが県内2ヶ所を巡回し、集団療法、精神健康チェック、各種グループワーク、必要に応じて個別面談を実施。 ③公立学校共済組合近畿中央病院において専門家チームによる集団精神療法や精神健康チェックを実施。 ④所属校において、職場復帰前に一定期間の準備期間を経験させ、復帰・復職に対する不安の解消を図るプレ出勤を実施	①第1期(8月下旬～11月上旬)第2期(11月下旬～2月上旬) ②5月中旬～7月上旬 ③4月下旬～7月中旬 ④原則4週間	なし(任意で(財)学校厚生会「職場復帰補助」事業に加入)	精神科医3名	・医師2名(うち1名は国公立または公立の病院または、これに勤務する医師)の診断書と校長の副申書により、病気休職取前前の状況まで把握しているかをケースごとに確認し、復職を判断する。	健康管理審査会で審査	復職1か月後、2か月後、3か月後、6か月後	所属していた学校に配置する。
29 奈良県	精神疾患による休職期間が1年を超え、復職の意思を示すとともに復職訓練を希望する者	なし	・所属長及び主治医の意見を聴いてその内容を定め、休職者自らの願い出によりその所属する学校において所属長の指導のもとで行う。 ・精神療法を実施。 ・管理職・同僚とのコミュニケーションを図る。 ・事務処理に慣れるために簡単な文書を作成したり、校務分掌上の仕事をさせる。 ・児童生徒とのコミュニケーションを図るとともに、生徒指導力の回復を図る。 ・教科指導力の回復のため、指導計画を立て授業を実施する(単独では授業をさせない)。	3か月	なし	奈良県教員メンタルヘルズ委員会 ・精神疾患に関する専門知識を有する者 ・その他教育長が適当と認める者	医師の診断書、なお復職訓練を実施した場合は、観察記録等も参考とする。	なし	なし	なし
30 和歌山県	和歌山県教職員健康審査会において、確認作業の指導区分判定を受けた者	あり	勤務状において、段階的に授業参観、事務作業、会議への出席、教材研究等を行う。本人と校長、市町村教育委員会が相談し、内容を決定している。	原則として、4週間	あり(互助会負担)	医師4名(精神科医2名、保健所長1名、内科医1名)	復職審査(審査会1)一主治医の意見(通院状況、現病、診断、処方内容) 本人及び管理職との面談(コミュニケーション、社会性等)、1か月の確認作業の実施 復職審査(審査会2)一面接復職審査(審査会3)一学校長の報告書(校長の観察記録、本人の行動日記) 審査会1、2、3をふまえた総合判断	校長が勤務校における勤務状況全般について観察するとともに、左記審査会で審査	3か月	なし
31 鳥取県	県教育委員会事務局職員、県立学校教職員及び県費負担教職員のうち精神疾患による休職者	あり	所属長が開催する復職支援検討会(主治医、本人、所属長、教育委員会担当者が参加)により個別に訓練計画を作成 訓練は徐々に内容(量・質とも)を増やし無理のないよう進める。 本人の職場で実施	原則4週間	あり(公費)	医師	以下の報告を基に、健康管理区分を決定 ・診断書 ・健康管理区分変更申請書 ・本人面接審査 ・職場復帰訓練終了報告書等	校長が勤務校における勤務状況全般について観察するとともに健康管理審査会において経過審査を行う。	特に期間は審査により個別に決定している。	現任校での復職を原則とする。
32 島根県	島根県教育委員会が任命する教育職員及び教育委員会事務局職員等であつての問題により休職等の者	なし	・実施場所：原則として対象者の所属校 ・実施内容：職場復帰後の職務内容に準拠して、段階的に訓練を行う。 ＜支援プログラムの手順とポイント＞ Ⅰ 支援プログラムの計画立案： ・本人が職場へ出かけるという行為を、日常的にできること。 ・管理監督者は、本人と話し合い、実施計画を立てる。 Ⅱ 支援プログラムの開始： ①職場の状況を把握する。 ②状況をみながら判断する。 ③教職員との関わりをもつ。 ④児童生徒との関わりをもつ。 ⑤授業を行うための準備をする等 Ⅲ 支援プログラムの見直し ・実施内容については、本人の意見を反映し、悪化防止への配慮を行うこと。	実施期間：原則3か月以内とする。ただし、病状により計画の変更(短縮、延長、中止)を行うことができる。	あり(互助会負担、互助会員以外：公費)	精神科を専門とする医師	児童・生徒に直接的な教育指導や円滑な学校経営ができるか	所属長は職場復帰後の病状を確認し、職務上の配慮等により再発予防を行う。 専門カウンセラー(精神科医、保健師)による随時相談(電話・メール・面談等) 臨床心理士による相談等によるフォローを行っている。	なし	主治医等の意見を踏まえ、所属長が本人と確認しながら負担軽減を図る。

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて			2 復職の判断について			3 復職後の経過観察について			
	(1)対象者	(2)復職にあたっての受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受業者に対する公費による保険措置	(1)復職を判断するにあたって教育委員以外で審査を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
33 岡山県	岡山県教職員健康診断審査委員会において、精神疾患等により休職していると判定された者	原則として、所属長、対象者、全員実施	・補助的作業、指導案の作成、授業参観、給食清掃指導、授業実施等 ・所属長と対象者及び主治医とで十分協議し、復職プログラム計画を作成する。また、精神科医・臨床心理士からなるメンタルヘルス部会において、本人と所属長を含めて面接を行い、各個人の状況に応じた計画を作成する。 ・実施場所については、原則所属で行う。	原則 4 週間 (実施期間の上限は3か月)	あり ・普通傷害保険 ・補償内容：死亡・後遺障害 2,000万円 ・賠償責任保険 ・補償内容：対人1名1億円、1事故6億円 対物1事故100万円、免責なし	岡山県教職員健康診断審査委員会 ・保健所長 ・精神保健福祉センター所長 ・医師	岡山県教職員健康診断審査委員会が「重要要素」を把握するもの以外と判定されるもの。 (本人面接、委員による事前診察、復職診断書等により判定)	復職後、所属長が対象者及び関係者と面談等を実施し、復職後状況報告書を作成する。 メンタルヘルス部会は、その報告書により状況を把握し、指導助言を行う。 復職後3か月以内に保健師を派遣し、復職後の面談を行う。	原則として、復職日から換算して6か月経過後まで	人事配置の配慮はないが、健康診断審査委員会の助言を受け、復職後、しばらくの間、業務負担軽減等について、学校長へ依頼している。
34 広島県	精神疾患による病欠休職者	あり	①休職開始時及びその後3か月ごとに状況を把握し、必要に応じて、助言等を行う。 ②復職しようとする場合、原則として、所属校で試験的勤務を実施する。	①については休職期間中 ②については1か月程度	(1)(3)②の者に対し自宅外出差から勤務中及び帰宅まで補償 ・普通傷害保険(死亡・後遺障害2,000万円、入院1万円/日、通院15千円/日) ・賠償責任保険(対人:1名1億円、1事故6億円(限度額)、対物1事故750万円(限度額))	精神審査会の委員は、内科、外科、整形外科等の専門医師5名を委嘱する	主治医の診断書、所属校での試験的勤務の状況、整形外科等の専門医師5名を委嘱する者に個別に判断する。	校務分掌の軽減や相談体制の整備等を図るとともに、面談等により復職後の1か月の状況を把握する。	1か月	本人の健康状態に応じて、個別に検討する。
35 山口県	県教育委員会が任命する職員のうち、精神・神経系疾患のため休職を命じた者又は病欠休職の承認を受けた者	なし	職場の環境や勤務に慣れるためのプログラム ・休職(病休)中の1か月程度をかけた復職準備を行う。 ・実施場所は当該者の勤務公署 ・プログラムは、状況に応じて段階的に実施し、最終段階では通常の勤務と同じレベルに到達することを旨とする。	1か月程度	復職プログラム実施中は保険措置あり	医師2名(1名は国立若しくは公立機関の医師)	一日の通常業務を滞りなく行えるかどうか	所属長が面談等により状況を把握するとともに勤務状況等を県教育委員会に報告する。	復職から3か月及び6か月経過後	原則、在籍校に戻し勤務する。その際は、校内人事で校務分掌等の一定の配慮を行う。
36 徳島県	精神性疾患により病欠休職中(連続30日以上に限る)又は病欠休職中で病状が安定し、職務復帰を希望する教職員	なし(希望制)	所属校(勤務場所)において、当該休職者の病状の内容、休職等の期間、担当業務及び職場の状況等を総合的に勘案し、所属長が当該休職者等及び主治医と協議して定める。	1か月。なお、当該プログラムの実施状況から必要と認められる場合は期間を延長することができる。	傷害保険に加入	教育委員会関係課長3名に加え、医師5名(精神科、心療内科、産業医)、臨床心理士1名で復職審査会を構成する。	特に基準を設けていないが、職務復帰プログラムの結果や本人及びその管理者の面談により、復職審査会委員(医師5名、臨床心理士1名、教育委員会3名)が復職について議事を行い、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。	復職後の勤務状況全般を校長が観察し、1現在の本人の状況、2職場の受入状況、3所属長の意見を踏まえた報告書を市町村教育委員会及び県教育委員会に提出する。 休職からの復職後には臨床心理士を派遣し、面接により助言指導を行う。	休職からの復職後については、1、3、6か月後 休職からの復職後については、3か月後	なし
37 香川県	県教育委員会の任命に係る教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び若手指導員(再任用職員、臨時任用及び非常勤職員を除く。)のうち、地方公務員法第20条第2項第1号に該当し休職している教員	業務ではないが円滑な職務復帰及び復職に向けた健康審査に不可欠な重要な資料となるため、原則として実施することとしている。	休職者が復職前にその職務についてウォーミングアップする。 ・原則として、6週間とし、休職者が所属する学校において行う。	原則として、6週間 (H27.1月～)	県教育委員会が「普通傷害保険」及び「施設賠償責任保険」に加入している。	教育委員会の諮問に応じ、「香川県教職員健康審査会」において、教職員の「施設賠償責任保険」に加入している。	職場復帰プログラム中の勤務状況に関する校長の意見や主治医等の医師の診断書等を踏まえ、業務遂行の可否を総合的に判断する。	復職後3か月ごとに、本人からの「健康状況報告書」に所属長の意見を添えて提出を求めている。	復職後、約9か月後まで	本人にとって勤務状況を把握し、必要に応じて、人事配置を配慮している。
38 愛媛県	精神疾患により休職している公立学校教職員	なし	①休職者及び主治医の同意を得てシステムを導入 ②教職員復職サポートチーム(休職者及び所属職場の支援)と学校復職支援班(休職者の職場復帰の支援)が連携しながら、休職中から復職後までの継続した支援を実施 ③復職前、休職者の不安軽減を目的に「リハビリ出勤」を所属校で1か月実施 ④復職後、対象者の負担軽減を目的に「復職サポート職員(非常勤職員)」を1か月設置 ※サポートチーム構成員:産業医、精神科医、臨床心理士及び保健師	必要な期間 (リハビリ出勤は原則1か月(4週間))	リハビリ出勤中の普通傷害保険料を公費で負担	主治医 産業医 精神科産業医 精神科嘱託医 嘱託臨床心理士	回復の程度 主治医の意見 本人の意思	復職した3か月後及び6か月後、所属長がサポートチームに復職者の状況を報告する。 サポートチーム構成員が、必要に応じて本人等と面談する。	必要な期間	所属していた学校に配置する。 なお、精神疾患により休職した教職員の職場復帰を支援する者(復職サポート職員)を県立学校に配置し、又は市町(組合)立学校に派遣することとしている。
39 高知県	精神疾患を原因とする休職又は病欠休職(引き続き120日を超え、円滑な職場復帰を目的とし、ただし、県教育長が特に必要と認める場合)にあつてはこれの限りではない。から復職しようとする教職員	なし	①流れ ・本人からの届出に基づき、学校長経由で県教育長へ必要書類の提出あつた者で実施許可となつた場合、実施計画書に沿って所属校で実施する。 ・プログラム終了後、心の健康対策委員会は本人と面談を行い、復職にあつての留意事項等をアドバイスするとともに復職可否について県教育長に意見具申する。 ②内容 第1ステップ[学校の雰囲気になれる(半日程度)の時間帯] 第2ステップ[平常の勤務に慣れる(児童生徒の在校している時間帯)] 第3ステップ[平常の勤務に慣れる(児童生徒の在校している時間帯)] 第4ステップ[担当業務を全てこなす(正規の勤務時間帯)]	原則4週間 (ただし、心の健康対策委員会が必要と認めれば変更できる。)	あり 通勤を含む実施期間中、傷害保険に加入することとし、県教育委員会が負担する。	高知県公立学校教職員心の健康対策委員会)の委員 ○公立学校教職員の疾患(主として精神疾患)に関することについて審査を依頼し、意見を求めるために設置 ○委員は、医師・学識経験者有する者及び高知県公立学校教職員の中から教育長が委嘱	「高知県公立学校教職員心の健康対策委員会」からの意見 ○職場復帰サポートシステム実施時に上記委員会委員(医師を含む3名)により面談を行い、対象者の復職の可否に関する意見を具申する。	校長は勤務状況を把握し、適切な支援を行う。また、県教育長が必要と認める場合は、勤務状況報告書を県教育長へ提出する。	随時	なし
40 福岡県	精神神経系疾患による休職者	あり	・休職者の所属長が主治医・休職者及びその家族等と訓練実施時期や訓練内容を十分協議し訓練実施計画書を作成する。 ・実施場所は当該所属校にて行う。 ・実施時期を4つ程度に区分し段階的に訓練を行う。	4週間程度 (必要と認めるときは4週間以上8週間以内の期間で実施することができる。)	あり 職場復帰訓練中の事故等に対する補償のため傷害保険に加入。	福岡県教職員身体検査審査委員会 (福岡県教職員身体検査審査委員会規則により、「学識経験者」、「学校医」、その他教育委員会において必要と認められた者)から任命又は委嘱することになっている。精神神経系疾患に関する事項については、現在は精神科医4名で構成している。)	職員の状況に合わせ、個別・具体的に判断するため、復職を判断する基準を設けていない。	なし	なし	なし
41 佐賀県	精神神経系疾患により休職している教職員又は一般疾病により休職している教職員のうち後遺症等が顕著な者	あり。訓練の状況は審査委員会の復職判定の参考資料となる。	「佐賀県教育関係職員の休職及び復職に係る保健管理要綱」に基づき、所属校で段階的な復職訓練を実施。 ・本人の希望に基づき、審査委員会が書類審査を行い、その結果「訓練することに支障がない」と認められた後に実施 ・所属長は段階的な復職訓練計画を本人と協議し作成。訓練の実施に当たっては主治医と連絡を取り、計画の調整が必要な場合は指導を得る。 プログラム例 第一段階 職場に慣れる時期 3～4週間 第二段階 教職を視野に入れた時期 4時間～フルタイム 第三段階 教壇に立つ時期 フルタイム	2か月程度	職場復帰支援訓練中の傷害保険がある。この保険の掛け金は、佐賀県教育委員会が負担している。	主治医 嘱託精神科医(審査委員)	・意欲が十分あるかどうか ・通勤時間帯に安全に通勤できるかどうか ・フルタイムの勤務ができる体力があるかどうか ・業務に必要な作業ができるかどうか ・疲労が翌日まで回復するかどうか ・授業を滞りなく行えるかどうか	復職後、2週間の就業状況は報告書の提出をさせ、その後も3か月ごとに病状や就業状況を把握している。	復職後の経過観察は、3か月に1回以上経過観察している。ただし、経過観察期間の長短は規定し、所属長に連絡している。通常、復職後1年間はB1管理とし、その後は病状に応じて勤務軽減を段階的に解除している。+復職する小・中学校教諭に対しては、「復職補助教員」を復職した日から2週間任用している。	所属していた学校に配置する。復職後は「管理区分をB1」の制限を加え、職務に必要な業務が認められ、復職後の経過観察期間の長短は規定し、所属長に連絡している。通常、復職後1年間はB1管理とし、その後は病状に応じて勤務軽減を段階的に解除している。+復職する小・中学校教諭に対しては、「復職補助教員」を復職した日から2週間任用している。

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて				2 復職の判断について			3 復職後の経過観察について		
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
42 長崎県	復職審査会に諮る精神性疾患で休職中の教職員で、復職訓練の実施に同意し、かつ主治医の同意を得た者	なし	在籍校の校長が、学校における復職訓練の内容について、該当職員との面談を十分に行之、主治医と相談して計画する。 (訓練内容例: 教諭) ①第一段階(授業参観・指導案作成等)2~4時間 ②第二段階(授業参観・給食指導に参加等)4~6時間 ③第三段階(授業実践・校務分掌補助等)6~通常勤務時間 ④第四段階(担任職務補助等)通常の勤務時間	6週間から2か月程度	なし	医師	○疾病改善度、再発の可能性、服薬、通院等の必要性等の状況を検討した上で、職務遂行が可能であること。 ○復職訓練等をもとに、訓練内容に耐えることができ、職場復帰に向けての意欲が見られること。 ○復職後、家族の支援等が得られる状況にあること。 ○生徒指導上の対応、教科等の授業の指導ができること。 ○教職員、保護者等との人間関係を確立できること。	学校における支援を継続的に行うよう通知するとともに、学校訪問など機会を捉えて経過観察を続けている。	なし	復職後の在籍する学校に対する人的配置等は特段行っていないが、本人の異動に対しては、以下のような配慮を行っている。 ○転勤の負担のないよう、復職後すぐの異動は極力避ける。 ○その後、異動する際は、主治医等の意見を参考に、可能な範囲で、学校規模・通勤距離等、異動先を配慮する。
43 熊本県	熊本県教育委員会の任命中に係る学校職員のうち精神神経系疾患等により休職中の者	なし	所属する学校において、徐々に休職者を職場に適応させる必要があることから、訓練内容をおおよそ1週間ごとに4段階に分けて実施し、比較的好い仕事を経て、徐々に本来の職務内容に近づけるようそれぞれのステップに目標を定め、段階的に訓練を実施する。	原則4週間	なし	・学識経験者 ・関係行政機関職員	医学的にみて、職務に対する健康上の適否 ・主治医の診断書 ・所属長の所見 ・訓練の報告書 ・面談	なし	なし	精神性疾患により休職した職員の円滑な職場復帰を図るため、勤務の軽減を促すを目的とした復職支援休暇を設けている。
44 大分県	精神疾患により休職を命じられた教職員	あり	精神科医4名で構成された健康診断審議会において、以下の日程で丁寧に審議復職に向けての支援をしている。 ①復職希望の書類審査(健康診断審議会) ②面接(健康診断審議会) ③復職訓練1日目・・・短時間の勤務から始める(各学校において計画している。) ④復職訓練2日目・・・通常勤務、授業観察、授業実施(TT) ⑤復職訓練3日目・・・授業実施(主担当)、分掌業務担当 復職最終審議(健康診断審議会) ※3か月の復職訓練で足りない場合は延長したり、きちんと勤務できない時には再度休職に戻し就業させる場合もある。	支援期間は、3か月の復職訓練を含み5か月以内とする。	なし	健康診断審議会を構成する精神科医4名	・復職準備期間中の面接時からの快復癒合い ・教員としての職務に耐えうる状態まで快復しているか ・精神疾患となった要因の欠如	・このころのコンシェルジュ(本年度11名設置)の学校訪問時の個人面談 ・教育人事課から校長への経過観察依頼 ・福利課保健師による健康診断時の個人面談以上のように対応によりケアしている。	特に設定はしていないが、学校訪問の際には、管理職への働きかけを行っている。	なし
45 宮崎県	宮崎県教育委員会の任命中に係る教職員 あり(精神性疾患により休職中の者)	あり(精神性疾患により休職中の者)	原則として4週間とし、目的に応じた4段階で実施 ・第1段階 学校の雰囲気慣れる。 ・第2段階 仕事の内容に慣れる。 ・第3段階 授業に慣れる(教諭の場合)。 ・第4段階 職場復帰に向けて具体的な準備を行う。実施場所は休職者の所属校	原則4週間	あり ・普通傷害保険 対象者が職場復帰トレーニング実施中及びその通勤途上などに事故にあつた場合の補償 ・賠償責任保険 対象者が、職場復帰トレーニング実施中に第三者の身体及び財産に損害を与えた場合の補償	医師を委員とした 疾病審査会	・主治医の診断 ・復職支援プログラムの実施状況 ・精神疾患となった要因の欠如	・表情や行動が安定しているか。 ・意欲をもって勤務しているか。 ・自信をもって勤務しているか。 ・担当業務を適切に行っているか。 ・同僚と違和感なく協力して仕事ができるか。 ・児童生徒や同僚と自然に接することができるか。 等の内容で経過観察を依頼	状況に応じて所属校で判断	所属していた学校に配置する。主治医等より所属長が本人と確認しながら勤務軽減を段階的に解除する。
46 鹿児島県	鹿児島県教育委員会の任命中に係る学校職員及び教育委員会事務局職員等であつて、精神障害の疾患で休職中の職員(希望者のみ)	なし	希望する職員が、勤務する所属において、所属長の指導の下に決行的に勤務する。	原則として、4週間	・実施期間中に、休職中に通常支給される給与以外に支給されたい。 ・実施期間中の事故については、地方公務員災害補償法による補償を受けることはできない。	鹿児島県学校職員等健康診断諮問委員会を設置し、諮問委員として医師を任命している。	主な基準として、 1 現在の職場へ戻る前提で復職が可能かどうか。 2 主治医の診断が復職可能と判断されているか。 以上のようなことを総合的に判断している。	なし	なし	特別な配慮は行っていない。
47 沖縄県	精神性疾患により休職した教職員	なし	職場復帰前支援プログラム(復帰訓練)と職場復帰後支援プログラム(慣らし勤務)があり、実施場所はいずれも対象者の所属校である。	復帰訓練と慣らし勤務のいずれも原則4週間	公費で傷害保険に加入	医師	医師二人(うち一人は公立病院の医師)の診断書及び産業医の意見書	なし	なし	職場復帰後支援プログラム(慣らし勤務)期間中で特に必要と認める教職員に対して、補充職員を配置している。
48 札幌市	札幌市教育委員会が所管する市立学校に勤務する校長、園長、副校長、教頭、主任教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師及び学校事務職員のうち、次の各号の一に該当する者。 (1)負傷又は疾病により長期休職中又は休職中の職員のうち、主治医又は指定医師がその必要性を認めた者。 (2)札幌市立学校職員健康審査会の審査により職場リハビリを実施することが適当と判断された者。	なし	休職前に勤務していた職場において、最初は、短時間で、毎日出勤できる状態をつくり、その後、段階的に通常勤務と同程度のことを行う(以下、実施例)。 第1段階: 職場の雰囲気慣れる時期で、1週間行う(1日2~3時間で、業務内容は文書作成補助、図書管理・整理)。 第2段階: 業務を視野に入れた時期で、2週間程度行う(1日4時間で、業務内容は、補助的作業、文書作成、教科・学年単位の会議参加)。 第3段階: 職務の実際を視野に入れた時期で、2週間程度行う(1日5~8時間で、業務内容は、担当教科の研修、授業参観、給食指導補助)。 第4段階: 復帰のための具体的準備期間で、3週間程度行う(1日8時間で、指導案作成、校長の指導下での授業実施)。	復職前4~12週間程度(通常は、8~12週間程度行う場合が多い。)	なし	札幌市立学校職員健康審査会委員(医師5名、うち1名は非常勤医師3名の輪番制。)	・主治医の診断 ・指定医師による面談 ・職場リハビリの実施状況 これらを踏まえて、審査会により復職の可否を判断している。	健康審査会において決定した措置状況に応じて、産業医、保健師またはセラピストが面談等を実施。	職員の状況に応じて、必要な期間	健康審査会において決定した措置状況に応じて、負担軽減を実施。
49 仙台市	90日以上病欠休暇及び休職から復帰する者	なし	学校への復帰が決まった場合、希望により復帰前の職場適応訓練を行う。具体的には、所属学校において復帰に向け実際の業務を行うなどとする。	10日以内	市負担で傷害保険に加入	主治医 健康審査会 健康審査委員	診断書内容、健康診断結果等を総合的に判断する。	なし	なし	所属していた学校に配置する。主治医、健康審査会委員の意見を参考にしながら、所属長が当該職員と確認し、校務分掌等に配慮し、勤務の軽減を図る。
50 さいたま市	精神疾患による休職者	あり	復職前に職場(学校)に適応させるため、あいさつに始まり、学習指導、生徒指導、校務事務などの内容を勤務校において行う。	4週間	なし	さいたま市教職員健康審査会委員(医師10名)	さいたま市教職員健康審査会の答申による	3か月ごとの報告 ①医師の診断書 ②校長による観察報告書	個別に審査会答申による期間	なし

都道府県指定都市	1 復職支援プログラムについて					2 復職の判断について		3 復職後の経過観察について		
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず受けているか	(3)復職支援プログラムの内容(各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(1)復職を判断するにあたって教育委員や審査員以外で審査を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
千葉市	休職・病気休職中で主治医より「リハビリ」の診断を受けた職員	あり(休職者のみ。ただし、産業医の判断は不要となることもある)	①リハビリ開始 主治医からリハビリ可動と診断された後、リハビリ前相談及び復職調整会議(出席者:職員、上司、人事担当、産業医、産業保健スタッフ)を行い、各関係者が情報共有しながら、産業医主導の元、当該職員に合わせた支援を行っている。 第1段階:職場環境に慣れる(週5日、2時間程度) 第2段階:仕事の内容になれる。 軽度な指導補助(TTであればT2)・業務補助(週5日、4時間程度) 第3段階:復帰後の勤務を想定した指導補助(TTであればT1等)・業務補助(週5日、フルタイム) ※基本第3段階で慣らしていき、必要に応じて慣らし方を緩やかにした方がいい。場合や長期の場合は第4段階に分けて実施することもある。	【休職者】 2〜3ヶ月程度(ただし、必要に応じて実施期間が3ヶ月以上となることもある。延長もあり) 【病気休職取得者】 1〜2ヶ月程度(病気休職取得可能な期間に合わせて実施)	なし	【休職者】 健康審査会(産業医、精神科医)の判定を受け、人事担当者で最終的な決定を行う。	【休職者】 主治医からの診断書、ハビリ出動の実施結果、産業医との復職前相談などの状況を健康審査会が総合的に審査・判定を行う。	産業医による復職後のケアを実施。 (概ね、復職1ヶ月後に実施。ただし、産業医の判断により、未実施となることや、2回目の復職後相談を実施することもある)	産業医が、復職前相談時に判断。	主治医の意見や産業医との面談の中で産業医、当該職員、人事担当者話し合いの方向性を決め、所属長が労務分掌等の配慮を行い、勤務負担の軽減を図る。
川崎市	精神疾患により職務を離れている長期療養中で、主治医、産業医等が行うことが適当と判断した者	受講を義務づけてはいるが、復職審査の際に実施状況が分かる資料を提出することで、復職の判断材料としている。	職場復帰のための教職員リハビリテーションプランを作成し、主治医の時間、内容等については、本人、所属長及び主治医又は産業医等の間で、協議して決定する。リハビリを実施する場合は、原則として所属する職場とする。ただし、これにより困難な場合は、本人、所属長及び主治医又は産業医の間で、協議して決定する。	再発防止や円滑な職場復帰の観点から、移行期間、おおむね復職の1か月前からフルタイムで実施することとし、その期間を含めて2か月前から3か月前程度実施している。また、療養期間や状況等により、短い期間となる場合もある。	受講者に対する公費による保険措置は、実施のもの、実施中の怪我等への補償はないことを説明し、自己判断での保険加入を勧めている。	川崎市教職員健康管理審査委員会(委員として、教育委員会関係以外では、市職員の医師(様々な診療科の医師が参加)、川崎市関係部署職員が委員に入っている。	主治医の診断、学校の意見(復職者を受け入れる体制等)、リハビリの状況、産業医や産業保健スタッフの意見等を参考に、医師の委員を中心に、業務や対人(子ども、保護者、同僚等)関係等で、復職に問題がないかを判断する。	面談等により、復職後の状態について把握し、ケアを行う。	職場復帰後のフォローアップとして、1か月、3か月、6か月面談を実施する。状況により、フォローアップ面談を随時実施する。	所属校に復帰することを原則とする。復帰時に職務軽減等の配慮が必要となる場合には、産業医や学校管理職、教職員課等で調整を行うが、人的措置は行わず、職場での対応を基本とする。
横浜市	精神疾患で休職している教職員	職場復帰の準備を整え、平成25年10月から職場復帰支援の実施を義務化している。	原則として所属校で実施。出勤訓練から始め、事務作業、児童・生徒と接するまでを段階的に行う。プログラムの作成から教職員健康相談室のソーシャルワーカーや精神科専門医が相談・助言を行い、学校事情や休職者の状況に合わせて「顔」を作成している。	原則として、4週間から8週間	なし	主治医及び横浜市教職員健康審査委員会5名	主治医の診断書等の審査資料をもとに、医師が委員となっている横浜市教職員健康審査会により、復職の審査を行っている。	・教職員健康相談室の医師による面談を復職後、おおむね1か月以内実施する。 ・必要に応じ、教職員健康相談室ソーシャルワーカーが学校を訪問し、本人および管理職と面談を行う。	教職員健康相談室の医師が不要と判断するまで。	精神疾患による休職から復職する際、円滑な職場復帰及び病気の再発防止のために必要と認められた場合、非常勤講師等の復職後、最長で8週間配置し、勤務の軽減を図っている。
相模原市	市立小学校及び中学校の教職員のうち、心身の故障により休職中の教職員で、これを行うことを申し出た者	なし	職場リハビリテーションは、原則として所属する学校内で実施。 ①主治医と連携を図り、段階的に回復に向かえる効果的な内容とする。 ②本人、その家族の希望及び主治医の意見を反映させた内容とする。 ③補助的な事務及び作業等によること。	3月を超えない範囲内で、主治医の意見に基づき申し出者が申し出した期間	なし	教職員健康審査委員会(医師5名)	・主治医の診断書結果・教職員健康審査会の予備審査(事前面談)による意見書 ・職場リハビリテーション実施等からの勤務に向けた校長意見	復職後のフォローアップ面談 実施者:産業医・精神科医・保健師 復職後:1〜2週間、1か月、3か月、6か月教職員健康審査会の審査結果と本人の意向に応じて実施	健康審査会の審査により経過観察期間が決定	・審査結果に応じ、勤務時間や勤務内容の配慮あり。
新潟市	精神性疾患により休職中の職員に希望する者	本人の申し出に基づいて行う。復職等の条件となることは、希望してはいる。	①復職に向け意欲を高める時期 簡単な事務作業、教材研究 1日3時間(午前)、5日間程度 ②学校になれる時期 文書作成、同僚等との挨拶や日常会話、文章関係資料の確認、授業参観 1日4時間、5日間程度 ③復帰に向けた具体的準備期間 会議や打ち合わせへの参加、教材研究、行事や給食指導等の準備補助、TTIによる授業実践 1日6時間、5日間程度	最長2週間〜最長1週間 対象者の実施中の状況に応じて変更することができる。	公費で傷害保険に加入	医学に関する学識経験を有する者。	健康管理委員会が文書(本人の願ひ、医師2名による診断書、校長作成による観察報告書、職場復帰支援プログラム実施報告書、職場復帰支援プログラム(日記))により検討する。	・職場での状況(授業、事務処理、児童生徒の対応等) ・通院や服薬の状況 ・身体的な状況 ・精神的な状況 ・対人関係 等	復職から3か月及び6か月経過後に観察報告書を提出する。	なし
静岡市	休職職員等(主に精神的な疾患で休職している者及び必要と認める者)とする	本人の申し出に基づいて行う。主治医が必要と判断した場合に、静岡市教育委員会承認を得た後、校長の指導及び監督のもとに行われる。	第1段階:学校に慣れる…授業参観、給食指導、清掃指導、授業作成等(原則として1日4時間程度) 第2段階:授業の復帰訓練の第一歩…第1段階の内容に加え、1時間から2時間程度の授業の実施(4時間程度から児童又は生徒が在籍している時間帯における訓練) 第3段階:授業の復帰訓練…時間割どりの授業の実施(児童又は生徒が在籍している時間帯における訓練) 第4段階:教員としての復帰訓練…授業の実施に加え、担任や事務分掌等の通常の職務(正規の勤務時間における訓練・フルタイム)	1月以上3月以内において校長が定める。ただし、教育委員会がある認めるときは、当該期間を1年を限度として延長し、又は教育委員会が必要と認めるときは、当該期間に短縮することができる。	公費による保険措置は行っていない。	健康審査会担当医師3名	・病状が職場復帰(復職)しても問題ない程度まで回復していること。 ・学校が本人の負担軽減のために配慮を行うこと。 ・静岡市教育職員健康審査会(産業医、精神科医、保健師)が当該意見を踏まえ、職務復帰又は復職の可否を決定し校長に通知する	・産業医によるフォローアップ面談 ・保健師による経過観察(校長、教職員課職員)	復職直後は必ず行いが、その後は、取り決めがなく、職員の状況に応じて実施	原則、所属した学校に復帰する。主治医等と所属長が本人と確認しながら勤務軽減を段階的に解除する
浜松市	浜松市教育委員会の任命に係る小学校、中学校及び高等学校に勤務する教職員(浜松市教育委員会職員各規程(平成18年浜松市教育委員会訓令第1号)第3条第1号に規定する職員(ただし、延長及び幼稚園教諭は除く。))で常勤の者。	なし	①精神的な疾患により90日以内で休職している職員及び条件付採用期間中であって90日を超えて180日を超えない、私傷病休暇を取得している職員 ②精神的な疾患により91日以上で休職中の職員及び条件付採用期間中であって180日を超えて私傷病休暇を取得し、過去5年間に精神的な疾患により私傷病休暇を取得した職員又は休職した職員。	①2週間 ②原則4週間 ※訓練対象者職員は、訓練期間において週休日及び休日の数を除く日3分の2以上の日数を出社し、訓練を行う。	なし	医師会からの推薦を受け、教育委員会が教職員健康審査委員会として委嘱している精神科医師2名	・主治医の復職「可」の診断が出ている。 ・復帰訓練の課程において、規定以上の日数を休まずに修了している。 ・規則正しい生活リズムが確立されている。	訓練中、教育委員会の保健師が学校訪問を行い、所属長、当該職員との面談を行い、保健指導を行う。 学校訪問時に校長より本人の体調や訓練の状況等について、確認している。また授業参観も行っている。	職員の状態に応じて必要期間、経過観察を行う。	原則所属した学校に復帰する。主治医等と所属長が本人と確認しながら勤務軽減を段階的に解除する。
名古屋市	精神性疾患により休職中の職員で、その病状が安定し、かつ復職準備を希望する教職員	なし	休職中の職員が復職前面接に所属の学校へ試験的に登壇し、対象職員が休職前に従事していた職務を考慮して、主治医と相談の上、決定した業務を行う。	引き続き5〜10日間	傷害保険に加入	学校(園)長、主治医、産業医(又は衛生管理医師)、名古屋市職員傷病審査委員会	主治医の復職「可」の診断書、復職準備登校の実施結果と学校(園)長の意見書、産業医(又は衛生管理医師)が吉徳で復職「可」の判断を吉徳市職員傷病審査委員会の復職「妥当」の意見	保健師による電話または職場訪問での状況確認及び衛生管理医師によるフォローアップ面談の実施	職員の状態に応じて、個別に必要な期間、経過観察を行う。	超過勤務命令や旅行命令等の発令に制限を加えることがある。
京都市	①精神・神経系疾患等で休職中の教職員 ②病気が回復した教職員 ③指導困難な状態に陥り、長期休業等2ヶ月以上取得せざるを得なくなった教員の復職にあたり、教育委員会関係各課が協議して必要と認めた者	なし(希望する場合のみ) ②あり	①療養の一環としてリハビリテーション勤務を実施する。 ②復職者一人に対して必要に応じて1週間につき10時間の範囲内で非常勤講師等を措置する。 ③復職者のうち、指導困難状態に陥り、そのことに起因して長期休業等に入った教員の職場復帰に当たり復職時集中指導を実施する。	①原則1月間 ②最大4月間 ③1年間	①あり(傷害総合保険) ②、③は、該当しない。	京都市立学校幼稚園休業職員審査委員会が審査を担当する。同審査会は、医師によって組織され、教職員が病状に伴う長期の休職取得をする際、また病気休職からの復職命令をする際等に、当該教職員の取扱いに関する客観的な意見を教育長に具申する。	・京都市立学校幼稚園休業職員審査委員会では、担当医師からの診断書やこれまでの治療経過を基に、「職務に耐えることができない」といった観点から、復職の妥当性について判断し、教育長に具申を行う。	所属長が定期的に復職後の当該職員の状態確認を行い、必要に応じて、指導助言を行う。	復職職員に必要と認められる場合、必要に応じて人事異動時に配慮を行う。	休職の原因となった病気の種類や背景を鑑み、必要に応じて人事異動時に配慮を行う。

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて			2 復職の判断について			3 復職後の経過観察について		
	(1)対象者	(2) 復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間
60 大阪市	精神疾患による病欠休職者のうち、復職までに休職の期間が6か月を超える者又は復職後同一疾病で再度休職した者で、その間の勤務実績が6か月に満たないもの(講師を除く教育職員)	なし	①休職中の支援 ・校長による休職者及び主治医への復職支援事業の内容説明 ②復職前の支援 ・校長による復職支援プログラムの作成 ・嘱託専門医による復職トレーニング前相談 ・1か月程度の復職トレーニングの実施(在籍校で実施) ・嘱託専門医による復職トレーニング後相談	復職トレーニングは1か月程度(個別ケースにより期間調整)	施設賠償責任保険(対人・対物)	【全ての教職員】健康審査委員会(医師) ※復職の可否について意見を述べる。 【教育職員】健康審査会での審査材料 ・本人の状態 ・職場環境 ・主治医の意見(就業可能かどうか) ・復職トレーニング実施者は嘱託精神科医の意見 健康審査会に付議し、得られた医学的判定に基づき発令を行う。	①校長による校園内受入体制の整備 ②校長による復職後の勤務状況の把握 ③嘱託相談員による復職後の勤務状況の把握	②は1か月後に教育委員会へ報告する場合は、特に定めはない。	【教育職員】精神疾患休職教員(教諭、養護教諭に限る)のうち、病休初日から連続90日を超える者が復職する場合は、復職後2週間を限度(ただし課業期間中のみ)として、代替職員の措置期間を延長することができる。
61 堺市	精神性疾患による療養のため長期職場を離れている職員で、職場復帰が可能と考えられる程度に回復した者	なし(任意)	①専門医療機関における復職に向けたトレーニング 集団精神療法、模擬授業、各種グループワーク等場所:近畿中央病院 ②スキルアップ 通勤練習・教材研究・資料収集等準備職員会議への参加等場所:現任校	① 3か月(1週間に1回) ② 4週間程度(個別ケースにより期間調整)	なし	堺市学校職員健康審査委員会(産業医2名・精神保健担当医1名)が、復職相談を行った精神保健担当医の意見書及び主治医の診断書をもとに判断する。 業務を滞りなく行えるかどうか。 ○復職支援プログラム(任意)の実施による見極め ○堺市学校職員健康審査会の事前相談による精神保健担当医の意見・評価(日常生活の安定度、体調の軽快度、集中力・理解力・体力の回復、職場の人間関係等の確認) ○堺市学校職員健康審査会の判定	・休職の原因となった事実等への配慮状況 ・管理職とのコミュニケーション ・職場の同僚との人間関係 ・生徒や保護者との人間関係 ・授業・クラス運営状況 ・学習指導・生徒指導能力等 ・通院・服薬状況 ・出勤状況 ・その他体調で気になること	学期に1度、原則として1年間(個別対応は随時実施)	所属していた学校に配置する(個別対応は随時実施) 教諭・養護教諭が復帰する場合は、課業時間の確保を度として、代替職員の措置期間の延長を行う。
62 神戸市	精神疾患等による病欠休職・休職者	なし	①リワーク支援プログラム 公立学校共済組合近畿中央病院において、精神科医・臨床心理士(ほか専門家チームによるカウンセリングやスポーツ活動を通して、職場に戻るために必要な意欲や自覚の回復を図る。 ②プレ出勤 所属校において、職場復帰前に一定期間の準備期間を経験させ、復職・復職に対する不安の解消を図る。	①約3か月 ②原則4週間	あり(傷害保険・賠償責任保険に加入)	産業医 主治医の診断書(復帰可能)・本人・校長の評価を基に審査する。	勤務状況の確認	個別の状況による。	なし
63 岡山市	精神疾患等により休職している岡山市教育委員会の任命に係る専任教職員、岡山市立幼稚園に勤務する園長及び教諭並びに岡山市立岡山後援館高等学校に勤務する校長、教頭、教諭及び養護教諭	なし(主治医の実施可能と判断する者への同意により実施)	(主治医の実施可能と判断する者への同意により実施) ・学校長は、職員本人・家族・主治医と十分に協議の上、実施計画書を作成し、計画に基づき実施する。 ・休職期間を区分し、段階的に業務を実施する。 ・現場で実施する。	原則として、4週間	傷害保険と損害賠償保険に加入する	岡山市保健所長、岡山市こころの健康センター所長、その他教育委員会が必要と認める医師 医師2人以上より、当該職員が復職可能であるという診断がなされ、審査会でも同様の判定がされること	現在の本人の状況 ・勤務分掌及び授業時数 ・職場での状況 ・通院や服薬の状況 ・身体的な状況 ・精神的な状況 ・対人関係等 ・所属長の意見 ・現在の状況を3段階で表してもらう。	復職後3か月後と6か月後に「復職後状況報告書」の提出を求めている。	所属していた学校に配置
64 広島市	精神疾患による休職者のうち復職希望者(復職可の診断書が必要)	あり	勤務校において100時間の学校観察を行う。他の教員の補助的な業務等でしずつ慣れていき、最終的には授業を行うことを目指す。	3週間	あり(傷害保険と損害賠償保険)	・病気が治っているか、再発の恐れはないか。 ・学校での勤務(児童生徒への指導、保護者対応等)が可能か。	所属校による健康状態の確認	1年間	・健康診断の面接時に、人事に対する配慮事項を聞き取っている。 ・復職判断した医師の指示事項を校長に伝えていく。 ・校長が、校務分掌の軽減など可能な限り配慮を行っている。 ・復職後、1年間は経過観察を行い、状況把握に努めている。
65 北九州市	北九州市立学校教職員(大学を除く)のうち、精神神経系疾患により休職中の職員	なし(職場復帰訓練の結果は「身体検査審査会」における復職判定の重要な資料となる)	・学校長は、職員本人・家族・主治医と十分に協議の上、実施計画書を作成し、計画に基づき実施する。 ・休職期間を区分し、段階的に業務を実施する。 ・現場で実施する。	3ヶ月以内	なし	身体検査審査会(学歴経験者、市職員の委員10人で構成) 主治医からの診断書及び、産業医の面談を参考に、身体検査審査会で復職の判断を行う。	復職後再発防止に向けて、1ヶ月後、6ヶ月後、12ヶ月後に産業医面談を行う。	復職後12ヶ月間	主治医等と連携しつつ、所属長が本人と確認しながら所属について状況に応じた人事配置を行っている。また、随時産業医による面談を行い、経過観察を行っている。
66 福岡市	精神系疾患で病欠休職中の教育職員	なし	①職場復帰訓練 ・所属長は、訓練の実施時期や内容について休職者の主治医、休職者本人、その家族等と十分協議し職場復帰訓練実施計画書を作成する。 ・徐々に職場に適応させる必要があることから、それぞれのステップの目標に応じ、原則として実施期間を4段階程度に区分し段階的に実施する(実施場所:休職者の所属する学校)。 ②復職支援講師の配置 病気の再発を防止しながら職務遂行能力を円滑に回復させるため、復職から3か月程度講師を配置する。 ③教職員健康管理専門員の配置 嘱託保健師2名を教育委員会に配置し、職場復帰訓練に計画・実施に関する助言や復職後の健康管理等に関する助言を行う。	原則として、4週間	なし	身体検査委員会委員として委嘱した精神科医3名 症状が改善し、職務の遂行に支障がない状態になっているかどうか	嘱託保健師2名を教育委員会に配置し、復職支援として、復職後6か月間学校訪問による健康管理等の業務を行っている。	6か月間	・年度中途の復職時は所属していた学校に配置する。定期人事異動時には、状況により配置の配慮を行っている。 ・復職者の負担軽減を図るため、復職支援非常勤講師1名を、3か月を目安として配置する(希望がある場合のみ)。
67 熊本市	熊本市立学校等に勤務する教職員のうち、精神神経系疾患により休職中の者及び精神神経系疾患以外の疾患により休職中の者で精神神経系疾患も併せて患っている者	なし	所属する学校において、徐々に休職者を職場に適応させる必要があることから、訓練内容をおおよそ1週間ごとに4段階に分けて実施し、比較的やさしい仕事を経て、徐々に本来の職務内容に近づけるようそれぞれのステップに目標を定め、段階的に訓練を実施する。	4週間ただし、必要に応じて4週間を超えて実施することができる。	なし	熊本市教職員等健康審査委員会(医師5名及び事務局職員3名により構成) 主治医からの診断書及び産業医の面談を参考に、職務の遂行に支障がないかどうか、健康審査会で判断を行う。	保健師による電話での状況確認及び必要であれば産業医によるフォロー面接の実施	職員の状況に応じて、個別に必要な期間	個々の状況に応じて、必要な配慮を行っている。